http://www.aoiro-odawara.com

青色十色

あおいろといろ

二月号
2016/No.150

青色十色　平成28年２月10日発行・編集／
公益社団法人小田原青色申告会　〒250-0012 小田原市本町2-3-24　TEL.0465-24-2611　info@aoiro-odawara.com

青色会館は小田原市の津波避難ビルに指定されています。

確定申告指導会場

オープン！

公益社団法人小田原青色申告会では、確定申告指導会場を青色会館３階にて、２月１日（月）から３月15日（火）まで開設します。

事業所得や不動産所得のある方で決算書の書き方が不安な方、お店を始めたばかりで計算が苦手な方でも個別に対応・指導させていただきます。

また、医療費控除を受けられる方、年の途中で退職されて年末調整をされていない方、公的年金等に係る雑所得のある方（収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません）などの指導をさせて頂きます。

◆受付／３月15日（火）までの９時から15時まで。２月の土曜日は休み。３月は無休ですが、最終日は14時まで。

◆会員特典／確定申告書を当会でお預かりし、税務署へ提出します。またｅ－ＴＡＸ（電子申告）についても送信までサポートをさせて頂きます。

※次に関わる申告は「税務署」にてご相談ください。

■株式の申告・先物取引・ＦＸ（外国為替証拠金取引）
■贈与税　■相続税
■住宅借入金等特別控除
■土地・建物・ゴルフ会員権の売却
■高額もしくは複雑な寄付金

青色申告会は納税協力団体として、期限内申告を推進しております。
３月１５日までに所得税の確定申告を済ませましょう。

平成28年度（公社）小田原青色申告会 スポーツ振興等事業の助成希望団体募集

趣旨

●小田原青色申告会が地域貢献事業の一環として、県西地域２市８町（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町）で活動するスポーツ振興団体及び商業等振興団体を応援する目的で助成金を交付します。

助成金対象先

●県西地域２市８町で、概ね３年以上継続してアマチュアのスポーツ振興等の活動に取り組んでいる団体及びこれに準ずる団体で、参加人員が概ね300名以上見込まれる事業。

●概ね10以上の事業者により組織された県西地域２市町の経済活性化を目的とした商業等振興団体及びこれに準ずる団体で、参加人員が概ね約40名以上見込まれる事業。ただし、当該イベント開始から概ね５年以内の事業。

対象期間

●平成29年３月末日までに実施される事業

募集の申請期間

●平成28年２月16日（火）～３月15日（火）まで

助成金額

●１団体10万円以内（年間）

詳細や申請用紙（記入例つき）

お問い合わせ

管理課　TEL24－2613

担当　畠山まで

２月の今なら入会金が免除に！

正会員　事業所得・不動産所得等を有する個人
正会員になることを希望する個人
（年会費10,000円）

準会員　正会員以外の個人（年会費2,000円）

未会員の方を是非、ご紹介下さい
心ばかりですが御礼を差し上げております

お問合せ：0465-24-2611（代表）

いよいよ開始。マイナンバー制度

社会保障・税番号制度

マイナンバーの提供を求められる主なケース（平成27年12月10日現在）

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。
※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。
※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。
※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

勤務先

・給与、退職金などを受け取る方
・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方
・国民年金の第三号被保険者（従業員の配偶者）　など

契約先（契約先企業、講演等の主催企業　など）

・報酬、料金、契約金を受け取る方　など
（例：士業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料　など）

不動産業者等（不動産仲介料、不動産使用料（家賃）を支払う法人）

・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料（家賃）を受け取られる方

金融機関等（銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社　など）

・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方
（※平成30年以降、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。）
（※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。）
・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方
・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方
・生命保険契約・損害保険契約（支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等）、又は共済契約をされている方
・先物取引（FX取引等）口座を持っている方
・信託会社に信託をされている方
・１口200万円超の金の地金を売却される方
・非上場株の配当を受け取る株主　など

税務署、日本年金機構（※）、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合
※日本年金機構のマイナンバー利用開始は、当面の間延期。

・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方
（例：生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等）

正会員のみなさま限定

電子申告予約制度を実施します！

※電子証明書をご用意下さい。
詳しくは正会員の方へ同封のチラシをご覧下さい。

真鶴支部が主催する「青色まつり」が４月17日（日）に真鶴港岸壁広場で開催！

大人気のフリーマーケットや抽選会、オークション等開催に向け、フリーマーケットの出展者を募集いたします。

広さ
１店舗あたり幅３ｍ×奥行３ｍ（９㎡）
出展料　無料
但し、くじ引き用抽選券（1枚100円）を10枚以上ご購入頂きます
資格
青色まつりに賛同し、出店要綱を守って頂けること。主催者が不適当と判断する場合には、出店を認めない場合もあります。
※出店申込者には、後日実施要綱等を送付いたしますが、切手代は当日に徴収させて頂きます。

お水ダ！
ウィーン
ウィーン
ぐるぐるぐるぐる
ぐるぐるぐるぐる
ぐるぐるぐるぐる